

令和7年度都立千歳丘高等学校施設開放事業実施要領

1 目的

この要領は、都立学校開放事業実施要綱及び都立学校施設開放事業実施要領に基づき、地域に開かれた学校づくりを促進し、東京都立千歳丘高等学校（以下「本校」という。）の施設を都民のスポーツ活動の場の使用に供する「施設開放事業」の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施内容

(1) 本事業で開放する施設

本事業で開放する施設は、次の施設とし、管理運営上支障がないと認められる範囲において、開放する。

- ア グラウンド
- イ テニスコート

(2) 開放種目

- ア グラウンド
少年軟式野球、サッカー、フットサル、ソフトボール、
少年ラグビー（ラグビーの設備はなし。タックルは禁止）
- イ テニスコート
硬式テニス

(3) 開放日時

- ア 開放日
別表のとおり。
- イ 開放時間
午前の開放 午前9時～正午
午後の開放 午後1時～午後4時
- ウ その他
運営委員会は、学校教育上必要が生じた場合には、開放事業計画の中止または変更を行うことがある。

3 団体登録及び施設使用申込

(1) 使用者

学校の施設を使用できるものは、次の要件を満たす団体とする。

- ア 都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

- イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ウ アマチュア活動を目的としている団体
- エ 営利を目的としない団体
- オ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

(2) 団体登録

施設を使用しようとする団体は、施設使用の申込前に施設使用団体登録申請書(様式2)に登録団体構成表(様式3)、その他必要な資料を添付し提出しなければならない。

提出された書類をもとに審査を行い、登録が決定した団体に対して施設使用団体登録証(様式4)を交付する。

登録の有効期限は、登録証の交付日の翌年度末までとする。

登録団体が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- ア 虚偽の申請に基づいて登録した事実が判明したとき。
- イ 施設使用団体登録証に記載されている「開放施設の使用に関する条件」のなかの遵守事項に違反したとき。
- ウ 故意又は重過失により施設等をき損若しくは汚損したとき。
- エ その他団体として不適切な行為があったとき。

(3) 使用の承認

開放施設を使用する団体の決定方法については、次のとおりとする。

ア 使用を希望する登録団体は、2(3)で提示された施設使用可能日時を確認の上、「都立学校開放施設使用申込書(様式6)」を運営委員会に提出する。

イ 運営委員会は、各団体の申込を受けて、開放日の使用予定団体を決定する。使用予定団体には、「施設使用承認書(様式7)」を交付する。

申込の結果、複数の団体が同一の日の使用を希望することとなった場合は、運営委員会が抽選を行い、施設使用者を決定する。

ウ 登録団体は、承認された使用日時に使用ができなくなった場合、速やかに使用の取消しを運営委員会に申し出る。

エ 運営委員長は、使用承認後であっても、学校教育上支障が生じた場合、その承認を変更し、又は取り消すことができる。

(4) 使用の不承認

登録団体に次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、運営委員長は使用の承認をしないことができる。

- ア 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

- イ 管理上支障があると認めたとき。
- ウ 私用取り消しの申し出を怠ったとき。
- エ その他使用者が、登録証に記載されている都立学校開放施設の使用に関する条件や運営委員会の定めた施設使用に関する決まりに違反する行為等があり、運営委員会が使用を不相当と認めたとき。

(5) 施設使用中の事故

施設使用中に事故が起きた場合は、4に定める管理指導員は速やかにその状況を運営委員会に報告する。施設・備品の滅失、破損等については、仕様団体は原状回復義務を負うものとする。

4 管理指導員

(1) 配置

使用予定団体は、開放施設使用日に管理指導員を配置する。

(2) 委嘱

管理指導員は、使用承認を受けた団体の中から選出し、運営委員長が委嘱する。

(3) 職務

- ア 使用施設の開錠、施錠等に関すること。
- イ 使用施設・用具の管理に関すること。
- ウ 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関すること。
- エ 使用者の規律保持に関すること。
- オ 使用施設又は備品等をき損、滅失又は汚損等したときは、直ちに運営委員会に報告すること。

5 個人情報の取り扱いについて

運営委員会は、登録団体に係る個人情報を施設開放事業の事務においてのみ使用する。個人情報については、運営委員会が適正に管理保存し、保存期間終了後、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄する。

6 その他

本要領に規定のない事項については、都立学校開放事業実施要綱及び学校施設開放事業実施要領により処理する。これにより難しい事項については、運営委員会が判断するものとする。